

安全の手引き  
(緊急事態に備えた心構え)

2018年1月25日  
在スウェーデン日本国大使館

目次

- I. はじめに
- II. 防犯の手引き
  - 1. 防犯の基本的な心構え
  - 2. スウェーデンにおける犯罪発生状況及び日本人の被害事例
  - 3. 防犯のための具体的な注意事項
  - 4. 交通事情及び事故対策
  - 5. テロ、誘拐等対策
  - 6. 緊急連絡先
- III. 緊急事態対処マニュアル
  - 1. 平素の準備と心構え
  - 2. 緊急時の行動
  - 3. 緊急事態に備えてのチェックリスト
- IV. おわりに

## 本文

### I. はじめに

在留邦人の皆様におかれては、日頃から防犯のために種々の工夫をこらし、事件などに巻き込まれないよう心掛けておられることと思います。

スウェーデンは一般に安全な国といわれていますが、2017年4月にはストックホルム市内において乗っ取られた車両が歩行者天国を暴走しながらデパートへ突入し、死者5名、負傷者10数名を出す事件が発生した他、ホテルやレストランでの置き引き、スリ、路上でのひったくり、駐車中の車上荒し、住居への忍び込みや空き巣などが多発しているほか、殺人、強盗や傷害など身体に対する犯罪行為も発生しています。

これら犯罪の発生要因には、外国人犯罪組織の流入などがあげられますが、各個人の防犯意識を高めることで防げる被害もあります。

この度、当館で日頃気付いた諸点をストックホルム警察からの助言も参考にして「緊急事態対処マニュアル」を加えた「安全の手引き」として取りまとめました。ご参考になれば幸いです。

### II. 防犯の手引き

#### 1. 防犯の基本的な心構え

##### 安全の三原則

##### その1 備えること

(日頃から治安情報等の収集に努め、有事の際の対処行動を予め決めておく)

##### その2 目立ち過ぎないこと

(行動、財産等を知られない)

##### その3 平静さを保つこと

(突発的事案が発生した際でも慌てない)

## 2. スウェーデンにおける犯罪発生状況及び日本人の被害事例

### ○スウェーデンにおける最近の犯罪発生状況

認知犯罪件数は年々増加しており、特に暴行、性犯罪の増加は顕著である。窃盗・強盗の件数は全年度を通じて高い水準である。

#### 【参考】

<http://bra.se/bra/bra-in-english/home/crime-and-statistics/crime-statistics.html>

犯罪形態／年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
窃盗・強盗	534,278	533,041	540,226	529,563	503,542
殺人	236	288	317	305	338
暴行	87,052	80,374	83,324	85,067	88,576
性犯罪	16,923	17,704	20,324	18,057	20,284
飲酒運転	27,203	26,813	26,276	26,128	24,696
覚醒剤・麻薬	94,602	96,178	95,324	94,035	90,883
合計(上記犯罪以外を含む)	1,402,588	1,401,982	1,443,753	1,503,399	1,510,197

## ○日本人の被害事例とその対応策

日本人が遭う被害の大半は、置き引きやスリなどの窃盗被害ですが、その多くは、防犯意識と対策によって未然に防止できると言えます。

### (1) 置き引き①

Aさんは友人3人と共に観光旅行において、ホテルのビュッフェにて友人と朝食をとっており、友人が同じテーブルで座っていたため安心してバッグをイスに残したまま食事を取りに行き、座席に戻ったときにはバッグはなくなっていた。友人も盗まれたことには気づかなかった。バッグには財布、パスポートと携帯電話が入っていた。

<対策>

- ◎不要な貴重品は持ち歩かない。
- ◎貴重品を携行している場合は肌身離さない。
- ◎一つの鞆に貴重品を集約しない。

### (2) 置き引き②

観光ツアーに参加中のBさんは、ツアーバスが観光地に到着したので下車し、添乗員の案内のもと観光した。見学が終了しバスに戻ると座席に置いていた貴重品入りの鞆がなくなっていた。

<対策>

- ◎貴重品を携行している場合は肌身離さない。
- ◎観光バスで運転手が待機しているからと油断しない。

### (3) スリ

旧市街（ガムラスタン）でお土産選びをしていたCさんは、混雑する店内で品物を選び会計のためリュックサックから財布を出そうとしたところ、閉まっていたはずのチャックが開いており中に入っていた財布がなくなっていた。

<対策>

- ◎抜き取られるような場所に貴重品を入れない。
- ◎鞆に入れる際は施錠や紐等による抜き取り防止に努める。

#### (4) 窃盗

市街地を散策していたDさんは、男性とすれちがい様に鞆をひったくられた。追いかけたが犯人は路上に待機していた仲間と見られる車両に乗り込み逃走した。

##### <対策>

- ◎鞆はたすき掛けにして持つ等工夫する。
- ◎周囲の人間に注意し、必要以上に接近しないよう心がける。

#### (5) 強盗

観光旅行に来ていたEさん（女性）夫婦は、ストックホルム中央駅において大きなスーツケースを持っていたためエレベーターを使用した。扉が開き乗り込んだところ同時に3人の男性が乗り込み、Eさん夫婦の間に割って入った。Eさんは男性の一人に鞆に手を入れられている事は分かったが恐怖で声が出せなかった。再び扉が開き男性達が逃走後、鞆から財布が抜き取られていた。この際Eさんが被害に遭っている状況はご主人からは見えなかった。

##### <対策>

- ◎周りにいる見知らぬ人には常に注意する（特に閉鎖空間に入る際）。
- ◎防犯ブザー等の防犯グッズを携行する。
- ◎危険を感じたらそのエレベーターには乗らない等の措置をとる。

#### (6) ケチャップ泥棒

ストックホルム市内において散策していたFさんは、ホットドックを食べながら歩いていた男性にぶつかられ「ケチャップが付いてしまった」と謝られながらハンカチでぬぐわれた。拭き終わった後に気がつくとも財布がなくなっていた。

##### <対策>

- ◎（体を触らせる等）安易に気を許さない。
- ◎荷物等への警戒を怠らない。

## (7) ニセ警官

ガムラ・スタンを歩いていると旅行者風の男が近づいてきて「写真を撮ってくれないか」と頼まれカメラを渡された。写真を撮った後、カメラを返そうとしても受け取ろうとせず、押し問答が始まると。警官（私服）と称する二人組が現れ、「そこで何をやっている。麻薬の取り引きか？」などと尋問を始めた。麻薬を財布に隠していないか確認するので見せて欲しいとの要求に応じたところ、そのまま財布を持って逃げられた。

### <対策>

- ◎まず最初に警察に身分証明書の提示を求める。
- ◎周囲の人に助けを求める。
- ◎警察が尋問で財布の中を見せろということは通常ない。

## 3. 防犯のための具体的な注意事項

当地で犯罪被害に遭わないため、以下のことに注意してください。

### (1) 住居における注意事項

- ・昼夜を問わず、日頃から確実な施錠を心掛けること。
- ・訪問者は必ずインターホン等で確認し、未確認のままドアを開けないこと。
- ・日頃から住居周辺の不審な車や人物に気を配ること。不審者等を発見の際には、直接対処せず、速やかに警察に通報すること。
- ・差出人等不明の郵便物はむやみに開封しないこと。
- ・旅行などにより住居を長期不在にする場合は、信頼できる友人や隣人に声を掛けておくこと。郵便箱に郵便物が溜まったままや、庭の草や雪に手入れが見られないままの場合には空き巣に狙われやすい。

### (住居を選ぶ際の注意事項)

- ・周辺の治安状況が良いこと。
- ・賃貸等においては管理人などの体制が整っていること。
- ・敷地内及び周辺に十分な夜間照明があること。（スウェーデンでは、首都圏を含む南部においても、冬季は午後3時頃から翌午前9時頃まで夜間の状態になります。）

## (2) 外出時における注意事項

- ・目立つ恰好、華美な服装、豪華な装飾品の着用は極力避けること。
- ・不要な大金や貴重品を持ち歩かないこと。
- ・不審な人物の接近や尾行に気を付けること。
- ・酔っ払いに近づかないこと。
- ・夜間に単独で外出しないこと。
- ・冬季に外出する際は、車に轢かれないよう上着にリフレクター（反射板）を着けること。
- ・自動車を駐車する際には、必ず、ドアをロックし、バッグなどを車外から見える場所に置かないこと。
- ・いざという時の対処要領を決めておくこと。

## 4. 交通事情及び事故対策

当地の交通事情は日本と異なりますので、以下のことに注意してください。

### (1) 交通事情

- ・スウェーデンにおけるドライバーのマナーは必ずしも良くない。
- ・信号機のない横断歩道では歩行者優先。
- ・ラウンドアバウト（ロータリー）では左側車両に優先権がある。
- ・バスが停留所から走行車線に入る際にはバスに優先権がある。
- ・トラム（路面電車）は常に優先。トラムの車線と車の車線が重なる場所があるので、運転中はトラムの走行にも注意を払う必要がある。
- ・一年を通じて、運転中はヘッドライトの点灯義務がある。
- ・冬季は、冬用タイヤの着用が義務付けられている。
- ・自転車レーンを歩かないようにする（自転車はかなりの速度を出して走行しているので危険である）。

### (2) 事故対策

- ・車を運転する際には、車間距離を十分に取り、周囲の交通状況にも注意する。
- ・スウェーデンは全体的に道路が広く、長い直線道路も多いため、スピード超過による事故に注意が必要。
- ・冬季は気温が低く、日照時間が短いため路面が凍結したり、照明が十分でない時間帯があるので、特に歩行者には細心の注意が必要。
- ・鹿などの大型動物との接触による死亡事故も発生しているので、注意標識がある場所での運転は注意が必要。

## 5. テロ、誘拐等対策

スウェーデンにおいては、現在のところ、日本人や日系企業に対するテロ、誘拐等の標的となる直接の具体的脅威は見られませんが、2017年4月にはストックホルム市内において乗っ取られた車両が歩行者天国を暴走しながらデパートへ突入し、死者5名、負傷者10数名を出す事件が発生し、2018年1月には路上に落ちていた物を拾い上げた途端に手榴弾が爆発する無差別的な事件が発生しました。このような事案に巻き込まれないためには日頃から用心や警戒を怠らないことが重要です。

※現在のテロ警戒レベルは5段階中「3」（平成28年3月以来（平成29年1月5日現在））

<http://www.sakerhetspolisen.se/en/swedish-security-service.html>

また、子どもの親権問題として、一方の親が他方の親に無断で子どもを国外に連れ出す行為が国際的に問題となっています。スウェーデンにおいてもそのような行為は誘拐等として刑罰の対象となることがありますのでご注意ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>

## 6. 緊急連絡先

○緊急連絡センター（警察、消防、救急等）

電話：112

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/112-sweden>

○在スウェーデン日本国大使館

電話：+46 579 353 00（代表）

[http://www.se.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.se.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

)



### Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

#### 1. 平素の準備と心構え

日頃から自分の所在（在留）を周囲の人に知らせておくとともに、非常用物資を準備しておくことが重要です。

##### (1) 在留状況の届出（在留届）

海外に引き続き3か月以上滞在する方は、旅券法の規定により、お住まいの国・地域の在外公館に在留届をご提出いただく義務があります。

緊急事態発生時には、在留届に基づき在外公館から安否・所在確認等を行うこととなります。

##### (2) 連絡体制の整備

親族や知人と自分以外の連絡先（家族や勤め先）を共有し、有事の際に連絡をとる手段を複数用意しておきましょう。

##### (3) 退避場所

コミュニティで定められた待避所の場所を確認し、有事の際にはどこに行くのか予め決めておきましょう。

##### (2) 非常用物資の準備

旅券、現金など避難時に必要となるものは、すぐに持ち出せるように予めまとめて保管しましょう。

非常用の食料や水、医薬品等を備蓄しておくことをお勧めします。

##### (3) 警報サイレンの種類について確認しておきましょう。

スウェーデンでは、下記の通りの警報システムにより緊急事態の発生を国民に通報する体制をとっているため、それぞれの自治体で決められた行動を迅速にお取りください。また、これら警報の機能確認を3、6、9、12月の第一月曜日午後3時から実施しています。

<https://polisen.se/en/Languages/Service/In-a-Crisis/>

##### (4) 非常事態においては、無用の外出は控え、情報収集に努めてください。

NHK ワールドラジオ日本の周波数（ヨーロッパ）

17660kHz（グリニッジ標準時5：00－5：30、英語のみ）

## 2. 緊急時の行動

基本的には現地の当局等の指示に従って行動してください。平静さを失わず、事態の把握及び情報の入手に努めることが重要です。

### (1) 在外公館への通報等

できる限り速やかに、当館に状況をご一報ください。

また、避難時においては、連絡手段を確保するとともに、なるべく孤立せずに集団で行動してください。

### (2) 国外への退避

各自の判断により自発的に国外へ退避する場合は、その旨当館にもご連絡ください。

また、「退避勧告」が発出された場合、一般商業便が運行されている間はそれを利用し、可能な限り早急に国外に退避してください。一般商業便による退避が困難な場合、当館が主体となってチャーター便等を手配することがありますが、その際には当館の指示に従ってください。

## 3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

- 旅券、現金など避難時に持ち出すものの準備
- 食料、水など非常用食材の準備（10日分程度。）
- 薬、医療用品などの準備
- 緊急時における連絡先の確認

## IV. おわりに

事件や事故は、残念ながら誰の身にも起こり得るものです。まずは、事件などに巻き込まれないように最大限の注意を払う必要がありますが、不幸にして巻き込まれてしまった場合には、平静を失わないことが重要です。

また、国外旅行や国外出張される方は、「たびレジ」にご登録ください。旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。詳しくは下記のページをご覧ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

この手引きに関するご意見、ご質問などがありましたら、当館領事部へご連絡ください。